

報告第 1 2 号

議会の委任による専決処分の報告について
(町営住宅の管理上必要な訴えの提起について)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 5 日提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、町営住宅の管理上必要な訴えの提起について次のとおり専決処分する。

令和８年４月１０日

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

町営住宅の管理上必要な訴えの提起について

町営住宅の管理上必要な支払督促の申立てについて相手方が督促異議を申立てたため、支払督促の申立てに遡って訴えの提起があったとみなされたもの

１ 相手方

湯梨浜町内在住者

２ 訴えの要旨

（１）湯梨浜町は、町営住宅賃料を滞納しており再三の催告にも応じない相手方に対し、支払督促を申立てた。

（２）これに対し、相手方が督促異議の申立てを行ったため、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続に移行することになった。

３ 町が支払督促を申立てた日

令和８年３月５日（木）

４ 相手方が督促異議を申立てた日

令和８年４月６日（月）

５ 民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）第３９５条の規定により、訴えの提起があったものとみなされた日

令和８年３月５日（木）